



平成 19 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社エスケイジャパン
代 表 者 名 代表取締役社長 久保 敏志
コード番号 7 6 0 8 (東証・大証 第一部)
問 合 せ 先 取締役管理部長 川上 優
TEL 06-6765-0670

U R L <http://www.sk-japan.co.jp>

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は平成 19 年 4 月 12 日開催の当社取締役会において会社法第 236 条、第 238 条および第 239 条の規定に基づき、下記のとおり当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、ストックオプションとして発行すること、ならびにかかる新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を平成 19 年 5 月 22 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会にはかることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員に対し、発行価額を無償とする新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の割当の対象者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員

3. 新株予約権発行の要領

新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 100,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める目的たる株式の数の調整を行うことができる。

新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

(新株予約権の 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、上記 に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

新株予約権の払込金額

新株予約権の割当てを受けたものは、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株当たりの行使に際して出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）に、3. に定める新株予約権 1 個の株式の数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が、新株予約権発行日の終値（取引が成立しない場合にはそれに先立つ直近日の終値とする。）を下回る場合には、当該終値とする。

なお、新株予約権割当日後、株式の分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{(\text{新規発行または処分株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込または処分金額})}{\text{新規発行または処分前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行または処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行う場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または、当社が会社の分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができる。

新株予約権の権利行使期間

平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 2 月 28 日までとする。ただし、対象者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

新株予約権の行使条件

- 1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位にあることを要する。ただし、対象の取締役、監査役、従業員が当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を喪失した後、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を得た場合はこの限りではない。
- 2) 新株予約権の相続は認めない。
- 3) 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- 4) その他権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

新株予約権を取得することができる事由および取得の条件

- 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で取得することができる。
- 2) 新株予約権の割当を受けた者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

細目事項

新株予約権に関する細目事項については、定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

（注）上記の新株予約権の発行につきましては、平成 19 年 5 月 22 日開催予定の当社第 18 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を割り当てる件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上